

(特別管理)産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査基準案に対する意見と対応

No	意見	対応	意見に対する県の考え方
1	<p>ケース13であれば「不許可」とのことですが、当該純利益(3期平均)と経営利益(3期平均)が共にマイナスであっても、銀行取引停止処分にも至っていない場合は一律不許可ということではなく、取引銀行の状況、直前3年の実績及び今後5年間の計画、中小企業診断士或いは公認会計士の財務診断で審査し事業を継続して行えると判断される場合は許可していただくようお願いします。</p>	<p>意見を反映</p>	<p>ケース13(直前期が債務超過かつ当期純利益及び経常利益の直前3期平均値がマイナス)の場合については、事業を的確かつ継続して行える「安全性」及び「収益性」が認められず、廃棄物処理法の許可基準としての「経理的基礎」を有しているとは認められないため、原案のとおり不許可とします。</p> <p>ただし、御意見を踏まえまして、平成29年9月末日までの間については直前期の決算書類にて債務超過となっている場合であっても、債務超過を解消するために増資されたことが履歴事項全部証明書で確認できる法人にあっては、ケース4及び8と同様に追加書類の提出を求め、申請時点における経理的基礎の有無を判断することとします。</p>
2	<p>施行につきましては、本年10月1日からとなっていますが、処理業者に対しまして十分な周知を行ってくださるようお願いします。</p>	<p>既に反映済</p>	<p>本審査基準案につきましては、平成28年5月末に本県の許可を取得している全ての産業廃棄物処理業者(約5,000事業者)に対して基準案を送付するとともに、三重県産業廃棄物協会の会報「しろちどり」6月号及び三重県ホームページに基準案を掲載し周知を図っております。</p> <p>新たな審査基準については、平成28年10月1日以降に受け付ける申請から適用するものとしますが、本パブリックコメントで頂戴した御意見を踏まえまして、今後とも三重県ホームページへの掲載や、県が開催するセミナー等を活用して関係者への周知に努めてまいります。</p>
3	<p>3年間の決算書等提出時に、経済性・安全性に問題ないと考えられる場合は、追加書類提出を少なくしてほしい。</p>	<p>既に反映済</p>	<p>現行の審査ガイドラインにおいても、経済性・安全性に問題ないと判断される場合には追加書類の提出は不要であり、債務超過の場合や当期純利益の直前期及び直前3期平均値がマイナスとなる場合等にも、より詳細な審査を行うため提出を求めています。</p> <p>よって、追加書類の種類及び記載内容については、一部見直しはあるものの簡素化することは考えておりませんので御理解いただきますようお願いします。</p>